

令和5年度庁舎等使用調整計画について

○ 中央合同庁舎第4号館

令和5年6月13日
財務省理財局

中央合同庁舎第4号館の庁舎等使用調整計画

消費者庁の執務スペースの確保

【中央合同庁舎第4号館】



〔所在地〕	〔使用官署及び使用の現状〕	
東京都千代田区	内閣府(注)	約 3,000㎡
霞が関3-2-1 外	海上保安庁	約 5,100㎡
〔建物概要〕	消費者庁	約 4,200㎡
昭和46年築 外	復興庁	約 3,800㎡
地上12階、地下2階	他8官署	約 13,600㎡
建 7,918㎡	共用会議室(注)	約 1,900㎡
延 61,853㎡	全省庁共用会議室	約 900㎡
	共用部分	約 29,300㎡

共用会議室の一部を執務室に転用及び内閣府の一部部局（原子力被災者生活支援チーム）が経済産業省庁舎別館へ移転することによって生じる空きスペースの活用

使用調整対象面積
約 510㎡

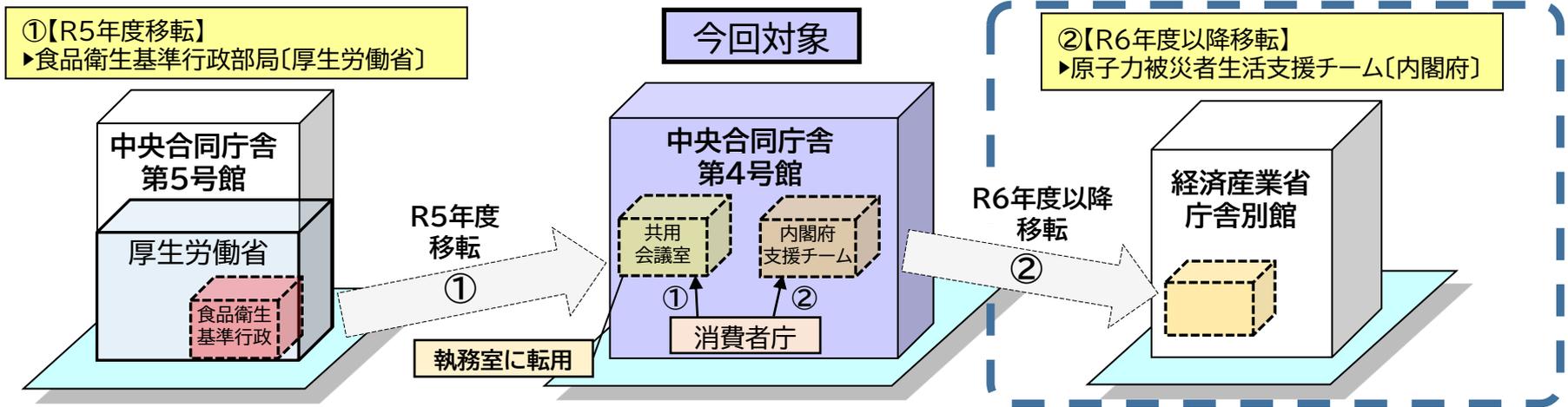
(注) 使用調整対象は、下線官署のうち内閣府の一部（約170㎡）及び共用会議室の一部（約340㎡）

<使用調整の内容>

入居予定官署	調整床面積	方法	時期	備考
消費者庁	約 340㎡	移転	令和5年度	【新たな行政需要への対応及び分散解消】 「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」（令和4年9月2日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）における政府の司令塔機能強化に係る具体的対応の一部として、令和6年度に厚生労働省から消費者庁へ食品衛生基準行政が業務移管されることに伴い、共用会議室の一部を執務スペースに転用し、新たな行政需要への対応及び分散解消を図るもの。
	約 170㎡	拡充	令和6年度以降	【狭あいの解消】 内閣府原子力被災者生活支援チームが、その業務内容から、経済産業省とより一体的に業務を行うために、経済産業省庁舎別館へ移転することによって生じる空きスペースを活用することにより、消費者庁の狭あい解消を図るもの。

中央合同庁舎第4号館の庁舎等使用調整計画

- ・ 消費者庁は中央合同庁舎第4号館、厚生労働省は中央合同庁舎第5号館に入居。
- ・ 感染症対応能力を強化するための厚生労働省の組織の見直しにあわせて、令和6年度に厚生労働省から消費者庁へ食品衛生基準行政が業務移管されることが決定。(令和4年9月2日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(令和5年5月19日法案成立)
- ・ また、令和6年度以降、中央合同庁舎第4号館に入居している内閣府原子力被災者生活支援チームが経済産業省庁舎別館へ移転。
- ・ 上記を踏まえ、庁舎等使用調整を行うもの。

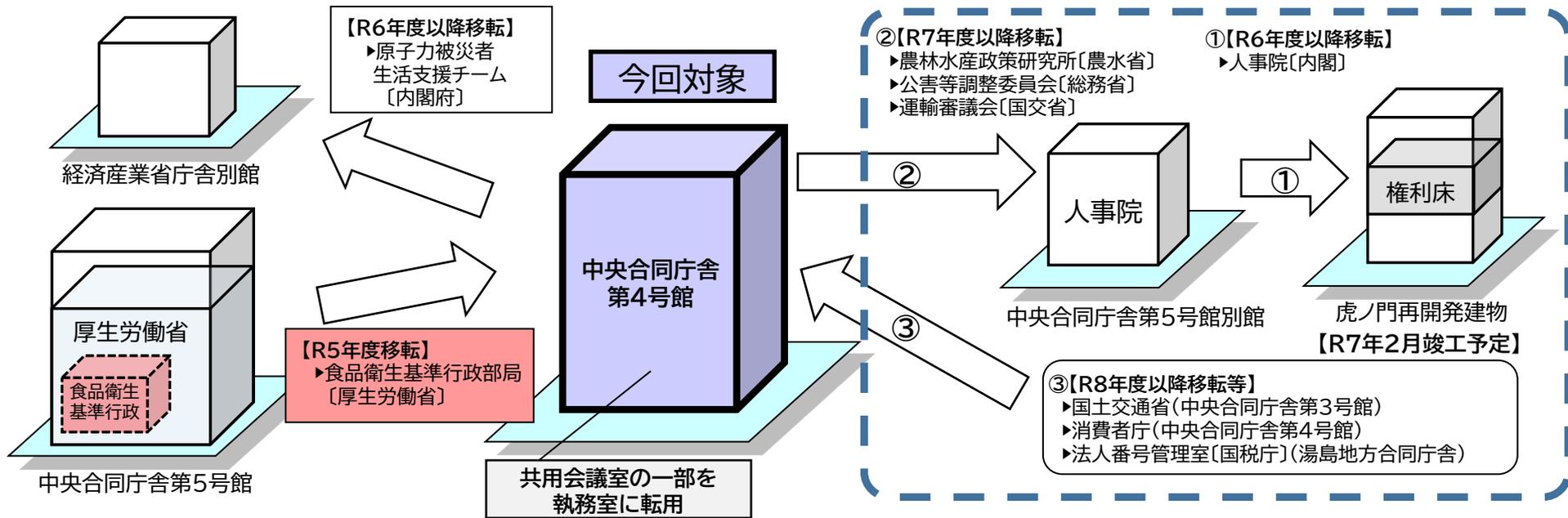


- ① 上記の業務移管に伴い、生活衛生・食品安全企画課国際食品室、食品基準審査課を中央合同庁舎第4号館に移転させることにより、新たな行政需要への対応及び分散解消を図るもの。
なお、移転に伴って必要となる空きスペースは、共用会議室を執務室へ転用することで確保。(約340㎡)
- ② 内閣府原子力被災者生活支援チームが移転することに伴って生じる空きスペースを消費者庁へ使用させることにより、狭あいの解消を図るもの。(約170㎡)

<参考>

- ・ 食品衛生基準行政部局が移転した後の中央合同庁舎第5号館の空きスペースは、厚生労働省に新たに設置される「感染症対策部(仮称)」の執務室として使用予定。
- ・ 経済産業省庁舎別館への内閣府原子力被災者生活支援チームの入居については、国有財産法第10条の総括権に基づく調整により対応予定。(約148㎡)

(参考)中央合同庁舎第4号館の全体スケジュール (R3年度計画策定済)



<令和3年度庁舎等使用調整計画(※)>

※財政制度等審議会国有財産分科会(令和3年12月8日)諮問

虎ノ門再開発建物の竣工に伴い、中央省庁の狭あい解消等を図るもの。

- ① 中央合同庁舎第5号館別館に入居する人事院が虎ノ門再開発建物へ移転。
- ② 中央合同庁舎第4号館に入居する農林水産政策研究所等が5号館別館へ移転。
- ③ 中央合同庁舎第3号館に入居する国土交通省の一部が4号館へ移転。そのほか、4号館に入居中の消費者庁の狭あい解消等を実施。

<4号館入居官署>

(令和4年度末)

(令和6年度以降)

(令和8年度以降)

内閣府	約 3,000㎡
消費者庁	約 4,200㎡
国税庁	約 2,000㎡
農林水産政策研究所	約 3,500㎡
農林水産省	約 800㎡
公害等調整委員会	約 1,100㎡
運輸審議会	約 300㎡
他5官署(※1)	約 14,800㎡
共用部分(※2)	約 32,100㎡
(※3)	

内閣府	約 2,830㎡
消費者庁	約 4,710㎡
国税庁	約 2,000㎡
農林水産政策研究所	約 3,500㎡
農林水産省	約 800㎡
公害等調整委員会	約 1,100㎡
運輸審議会	約 300㎡
他5官署(※1)	約 14,800㎡
共用部分(※2)	約 31,760㎡
(※3)	

内閣府	約 2,830㎡
消費者庁	約 5,510㎡
国税庁	約 2,400㎡
国土交通省	約 4,700㎡
他5官署(※1)	約 14,800㎡
共用部分(※2)	約 31,460㎡
(※3)	

※1:海上保安庁、復興庁、内閣法制局、財務省、関東財務局 ※2:共用会議室及び全省庁共用会議室を含んでいる。 ※3:計数について、四捨五入の関係上、一致しない場合がある。

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（抜粋）
（昭和三十二年法律第百十五号）

（用語の定義）

第二条 （略）

2 この法律において「庁舎等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 行政財産のうち国の事務又は事業の用に供し、又は供するものと決定した庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（敷地となるべき土地を含む。以下同じ。）
- 二 国の事務又は事業の用に供するために国が借り受けている建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地

3 この法律において「使用調整」とは、庁舎等を適正かつ効率的に使用するため、所管換、所属替、用途の変更その他の方法により、その使用につき必要な調整をすることをいう。

（庁舎等使用調整計画）

第四条 財務大臣は、第三条の規定により庁舎等使用現況及び見込報告書の送付を受けた場合又は庁舎等について国有財産法第十条第一項若しくは前条の規定により資料若しくは報告を受け、若しくは実地監査を行った場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、庁舎等の使用調整に関する計画（以下「庁舎等使用調整計画」という。）を定め、遅滞なく、これを関係の各省各庁の長に通知しなければならない。

2～3 （略）

4 財務大臣は、第一項及び第二項の規定により庁舎等使用調整計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、財政制度等審議会に諮り、その意見を聴かなければならない。

5～7 （略）